《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第40条第6項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人(以下「公益合併法人」といいます。)が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下「特定贈与等」といいます。)を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受け、措置法第40条第11項の規定の適用を受けるとき(当該公益法人等が措置法40条第6項の規定による書類(届出書)を提出しなかった場合に限ります。)に使用します。

《記載要領》

1 「届出者(公益合併法人)」には、特定贈与等を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益合併法人の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 $\bigcirc\bigcirc$ 市 \triangle \triangle \boxtimes \times \times 1丁目 2番 3 号」というように記載してください。

2 「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の 住所及び寄附時の住所等について記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 \bigcirc ○市 \triangle △区 \times ×1丁目2番3号」というように記載してください。

- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定に よる承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、特定贈与等を受けた公益法人等の合併直前にお ける主たる事務所の所在地等について記載してください。
- 5 「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○ の施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。

- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により 合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得 ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。 また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の 適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支え ありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
- 2 公益合併法人の登記事項証明書等
- 3 公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益 目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認で きる書類等

													1米-	E(,		O
			40 条第 12 去人から2													
	量受か		A/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-> 1111.	TARCH	T 751 751	±7,X11,	RIC	10== 7							$\overline{}$
#B	H	玉	】 税 庁	長	官						平成	_ 年_	— '		- =	`
			届	出 者		₹										
			(弓)糸	と ()	所っ	在地	_									_
																_
					代表者	长名									A	1
					(連絡先) 氏	-										_
					電話	播号										
			法第 40 条第													
			よる財産者 : おり特定!													
別	措置法第	40条	第 12 項の	規定に	こより準	用す	る同	条第	11項			1				
当初	寄附年月	B	昭和	・平成		月				承認年月	日	昭和・	平成	年	月	日
当初法	よ人が特定!	贈与	住電話番	所	(寄附)	号の注.	.PJT					(番ぎずり)
等を受 寄附者	けた財産 f	等の	7 11 1	y ナ								(電話番号				
	-		氏	名												
承認を	受けた財産	の明細	1			_		_								
1 類	細目		所 在	地		数	量	4	種 類	細	E .	所	在	地	数	量
						_										
当初法.			受けた公益	法人等) 7	J J	7 '	+	.							
	主たる事	務所の	所在地		名			称		17	表者氏	名		電話番	:号	
														_	-	
初法人	が特定処	分を受け	ナた年月日			特定	処分征	後に4	特定一般	法人に該	当するこ	ととなった	と事情の	詳細		
平月	成 年	月	日													
届出者	が贈与を受	けた財	産等の明細					[贈与を受	けた年月	日 <u>2</u>	平成 年	月	日】		
重類	細目		所	在	地		数	量		1分前日 ける価額		用開始)年月日	ſ	吏 用	目的	
									10401	千円		•				
							\vdash									
l 項第 2	号に掲げる	令第 25 引継財	5 条の 17 第 産である場	(左	欄の金額	の計算	に関	する	明細)							
の金額				1												
届出者7	が引継財産	で取得	円 :した財産のI	L 明細												_
f 類	細目		所 在	地	数	量	I	 负得值	価額	取得年	月日	使用[使 月		的
									千円			(予定)4	.			
							\vdash									_
	I								l				平成	年		

等務所所在地 (電話番号) (電話番号)

\							使用開始予定年月日	平成	年	月	
*	税務署整理	欄(この棚の項目は記載 寄 1 自署	する必要がありません ※ 署→局	局→署	(1)	(2)					
信日付向		附 者 2 他署 (自局) 所 辖 3 他署 (他局)	行 年 月				(資	₹ 13 — 44-	- A 4 %	売一)((26.4)

その他参考事項(やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第40条第8項に規定する引継法 人が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下「特定贈与等」とい います。)を受けた公益法人等で、特定処分(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律(以下「公益認定法」といいます。)第 29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に 規定する公益認定の取消しの処分をいいます。)を受けたもの(以下「当初法人」といいます。)か ら、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づ く公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、措置法第40条第12項の規定により 準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき(当該当初法人が措置法40条第8項の規定による書類 (届出書)を提出しなかった場合に限ります。)に使用します。

《記載要領》

「届出者(引継法人)」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈 与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該引継法人の代表者印を 押印してください

「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目 2番3号」というように記載してください。

「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住

「当初伝人が特定贈与等を受けた財産等の命附有」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。「当初法人(特定贈与等を受けた公益法人等)」欄には、当初法人の名称や主たる事務所の正在地等について記載してください。

の所在地等について記載してください。

なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 \bigcirc ○市 \triangle \triangle 区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。

- △区××1 J 目 2 番 3 写」というように記載して、たとい。 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を発記申請書第3表の記載といるとともに、使用目的、租税特別措置法施行令第25 条の 17 第 21 項第 2 号に掲げる引継財産である場合の金額及び当該金額の計算に関する明細を 記載してください。
 - 租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額(租税特別措置法施行規 則第 18 条の 19 第 16 項)

公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額 公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額

公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用があるときの租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号 に掲げる引継財産である場合の金額(租税特別措置法施行規則第18条の19第17項)

公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額 公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額

- 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の 翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等 について具体的に記載してください。
- (こういて兵体的に記載してくたさい。 8 この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。 (注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。 また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の 適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支え ありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください
- 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から贈与によ り取得したものであることを明らかにする書類
- 引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的 事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

和税特別措置法第40条第12項の規定により進用する同条第11項の規定による

	数 署 :	平	国 税 庁 長	官			平成 -	年	月	
			届 出 者 (受贈公益法人等)	所名						
				代表者 (連絡先) 氏						(f)
				電話	番号					
	によ 一般 関係	る財産若しく 社団法人及び 法律の整備等	第40条第1項後段 は代替資産又は買物 一般財団法人に関 に関する法律(平成 税特別措置法第40	負資産を、 する法律及 は 18 年法律	下記のとおり び公益社団活 ま第 50 号)第	特定贈与等 去人及び公益 第 119 条第 2	を受けた特定 益財団法人の調 項第1号ロに	一般法人から 限定等に関す 掲げる寄附)贈与(当該贈 る法律の施行 に該当します。	与は、 に伴う
	当初寄	F附年月日	昭和・平原		月 日		承認年月日	昭和	・平成年	月 日
		と法人が特定! そけた財産等(がの住所			(電話番号	· _	
	寄附者		フリガナ氏 名							
		けた財産の明 T			I		1			
	種 類	細目	所 在	地	数量	種 類	細目	所	在 地	数量
作成税理 事務所所 工活香所										
所一 十在 地	特定贈与	等を受けた特	定一般法人							
	Ē	主たる事務所	の所在地	フ 名	リ カ゛ 非	ナ 练	代表者	皆氏名	電記	舌番号
									_	_
	届出者が見	贈与を受けた	財産等の明細		[贈与を受け	た年月日		月日】	
	種 類	細目	所	在 地		数量	年月	台(予定) 月 日 ・	使 用	目的
		けた資産が特	定贈与等に係る財産						平成 年	月 日
						以内に使用	開始できない	易合のやむを	得ない事情等	を含みます。)
		李項(やむる	:得ない事情により貝	曽与の日の	笠口から1年					
		等事項(やむる	得ない事情により貝	曽与の日の	翌日から1年		使用開始予算	E年月日	平成 年	月日

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 40 条第9項に規定する受贈公益法人等が、措置法第 40 条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下「特定贈与等」といいます。)を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与(当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 119 条第 2 項第 1 号口に掲げる寄附に該当する場合に限ります。)を受け、措置法第 40 条第 12 項の規定により準用する同条第 11 項の規定の適用を受けるとき(当該特定一般法人が措置法 40 条第 9 項の規定による書類(届出書)を提出しなかった場合に限ります。)に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者(受贈公益法人等)」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与を受けた公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
 - なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 $\bigcirc\bigcirc$ 市 \triangle 区 \times ×1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の 住所及び寄附時の住所等について記載してください。
 - なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 $\bigcirc\bigcirc$ 市 \triangle 区 \times \times 1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の名称や 主たる事務所の所在地等について記載してください。
 - なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 $\bigcirc\bigcirc$ 市 \triangle 区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を 受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 3 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益 目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

和税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人

	(ag	新署:	受水平	国	税 庁 長 届 出 者 (譲受法人)		〒 E 地			平成		- 年 -	月		B
							森 								(1)
							番号								- 1
		とい 人等	います。 (譲渡法) によ (人) カ	第40条第1項 る財産若しく から幼保連携型 規定により準)	は代替資	産又は買う	奥資産を、 置のため	下記に贈与	のとお を受け	り特まし	定贈与な	等を受け7 、租税特別	た公益	法
	1	寄附者	に関する	事項											
3		当初寄	5附年月日		昭和・平成		9000 1 000		承認金	F月 日		昭和	平成	年	(8) 17.4%
	を	受けた	が特定贈		住 所電話番号	電話番号 一 (電話番号 一									
	者	W 22 K	とけた財産(カ田細	フリガナ氏 名										
		類	細目	/ J IN T IN I	所 在	Hila	数量	種類	i ám	В		所	在 地		数量
	198	794	754 54		721 144 .	AC.	纵 里	138 79	e mu	H		121	11. 20		3X ±
								1							
								1		-				-	
	2	譲渡法	人(特定	贈与等	を受けた公益法。	人等) に関	する事項								
			主たる事務	132 - 12		7	y b *			代表	者氏名			電話番	号·
作						名		称							
作成税理士 事務所所在地											1		=		=
在地	_	64.00.00	No. 100 600	598 M. M.	廃止等の 認可を	承認日・認	可承認の甲	請日・届出	日			平成	年	月	日
				受けた別	財産等の明細	er tile	T	Mar. He	侵	用開如	î	1	At- DI	1046	
	種	類	細目	_	所 右	E 地		数量	(子	定)年月	日	-	(使用	目的	
3				ų.								-			
5				+			-					-			
9	4	居出来	: (諱巫注	L) 1-E	関する事項										
3	_	2015/07/80	100000 00 0		た財産等の贈与年	E B B					Т	平成	年	月	В
1	_				、幼稚園又は保育		骨等の 認可	日・認可の	申請日・	届出口	-	平成	年	月	В
1	_		200 0	27,000	贈与等に係る財産	100 C = 12	VI 18 1		, and In	- said H	\dashv	平成	年	月	В
1					得ない事情により				使用關	台できり	ない場	0.000	×		
		C -> IE	- 13 FOK (, , , ,	iva. Allica	VB AAN H	- TEHW: 0	- 101110	A-711 (201)	/	- 100		~ 10.9c 4)	111 T	H - /- 9- 3
•								(使用)	開始予算	年日日	1	<u> 17</u>	成年	月	日
	1							DC/13	hush 1 y	-тл	1		m +	Л	
	_				数する必要がありません。)										

《記載要領》

- 1 「届出者 (譲受法人)」には、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下「特定贈与等」といいます。)を受けた譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けた譲受法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲受法人の代表者印を押印してください。
- 2 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附 時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 譲渡法人(特定贈与等を受けた公益法人等)に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始(予定)年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用された年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。
 - (注) 「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。)) 又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園)をいいます。
- 6 「4 届出者(譲受法人)に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育 所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してく ださい。
- イ 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
- ロ 幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日 又は認可の申請をした日
- ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
- ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
- ホ 譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲受法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 譲受法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた譲渡法人から贈与により 取得したものであることを明らかにする書類
- 2 譲受法人の登記事項証明書等
- 3 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
- 4 幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
- 5 譲受法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

	· 新署 受	国	税	庁 長	官				平成	_ 年	月		
				届	出者 〒 所 在 地								
					フリガナ								
					代表者氏名 (連絡先)								(F)
					付団法人の								,
作成兒里二 事務所所在地 等務所所在地 (電話書名) (電話書名)	認定前の名称			【公益記	恩定法第4条	の認定年月	Ħ	平成			日】		
	主たる『	幕務所の原			1	称			代表者氏名	1	1	電話番号	
	W in the BUL for E		Ι	n			-	=== 4		1171 T			
	当初寄附年月		住	所	年 月(寄附時の住		承	56 T	手 月 日	四百十日	平成	年 月	日)
	特定贈与等を た 財 産 の 寄		番号ガ名							<u>-</u>			
	特定贈与等を受	けた財産	産の明細										
	種 類	細	I		所	在 地			数 量		使月	用実績	is .
				1									
	その他参考事項	į											
	その他参考事項	ing.											

	規定	ぎする財	産等では	あるこ	との確認	忍をする	る場合	の確認申	請書						
	数署受	· 本	国税	. 庁	長官					平成	_ 年 _		月	_ =	
					申請者										
						フリガナ									
															(FI)
					(連絡先)	i(
	受け	た資産(当該資産	に係る	る代替資産	巨又は買	Eづき、下記3に掲げる受贈資産(個人から贈与又は遺贈を 異換資産に該当するものを含みます。)をいいます。)が同条 「確認を求めたいので、申請します。								
	1 寄附年	月日						昭和・平原	成 年	月	日				
	2 寄附者(の寄附時に	こおける	住	所	₸									
	住所・氏		-0317	ア氏	リガナ名										
		(1) 贈	与又は遺贈	能により	り取得したう	資産の取得	骨の時に	おける資産	を の明細						
		番号	種	順	細	E .			所	在 地				数	量
		2													
	0 22 11	3													
作成 事務税 重務所理	3 受贈 - 資産 -		養産又は	買換資産に該当する資		る資産を	取得して	ている場合の	の取得の	時における	る資産の明	月細			
活所生 所生 一		3(1)に対応 する番号	種	順	細	E			所	在 地			_	数	量
76															
	4 3(1)欄	に記載し	た資産を	所	在 地	₹									
	取得した	公益法人ける所在地	等の取得	フ名	リ ガ ナ										
	5 申請す	7.四中	租税特別	 指置法	 上第 40 条第	項に	規定する	る書類(届	出書)の	提出が必要	更であるカ	1判断す	るのに	必要な	ため。
	5 甲前9	の理田						上記書類	(届出書)の提出期	限平成	ţ :	年	月	日
	規定する	欄に記載し 対産等で	た資産が平 あることに	成 20年	当する場合(= 12 月 1 日) 確認を求める場合には、	以後の贈与 るときには	マは遺し	僧により取れ 雑認をするこ	导したもの	のである場	合で、租利		置法第一	40 条第	3項に
	* 税務署整理	欄(この欄の項目 寄 1 自署 者 2 他署	日は記載する必要	がありませ 署→局		(1)	(2)				(When a	2 40		:) //	26. 4)

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産(その資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。)を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 40 条第 5 項から第 10 項までに規定する書類(届出書)の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第 3 項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。

なお、この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

《記載要領》

1 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、 当該公益法人等の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 $\bigcirc\bigcirc$ 市 \triangle 区 \times ×1丁目2番3号」というように記載してください。

- 2 「1 寄附年月日」欄には、3(1)欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。
- 3 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時に おける住所及び氏名を記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 $\bigcirc\bigcirc$ 市 \triangle 区 \times ×1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。

4 「3受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細 を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

なお、3(1)欄に記載した資産を譲渡し、代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合には、「(2)代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

- 5 「43(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。
- 6 「5申請する理由」欄には、措置法 40条第5項から第10項までの該当する項番号を記載してください。なお、同条第5項から第10項までに規定する書類(届出書)の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類(届出書)の提出期限」欄にその年月日を記載してください。
- 7 「6その他参考事項」欄には、3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
- (注) 受贈資産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 3(1)欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
- 2 3(2)欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
- 3 申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表 者氏名が確認できる書類

租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 28 項の規定による公益法人等が 公益認定を取り消された場合の届出書

	·	玉	税庁	長官			平成	2 年	E }	_	- [□]	
				フ リ カ	地							_
				代表者氏 (連絡先)	称 名						Ø	_
					名							
	5条の公益	益認定の 耳	支消しの処分		に関する法律(たので、下記)							
-	の規定によ											_
		事務所の所			リ カ゛ ナ ・ 称		代表	者氏名		電話都	香号	
										_	-	
	取消し処	分を受けた	年月日	取	肖し処分を受けた	と事由(二以上の事	由がある	ときはそのす	ナベての	事由)	
作成稅理二 等務所所在地 (電話等号)	平成	年 月	Ħ									
	定款変更の有象	ĦĘ.	定款変更	年月日			定意	大変更の概	要			
	□有□	無	平成 年	月 日								
	当初寄附年	月日	昭和・	平成 年		承認	見 年 月	日昭	沼和・平成	年	月	日
	特定贈与等を た財産の寄		住電話番号	쿠)住所			(電話	番号	_	_	
ŀ		けた財産の		-								_
	種類	細	E .	所	在 地		数	量	使	用実	注	
}												_
ŀ												
	W 6											_
ŀ	その他参考事項	Į.										
												_
			載する必要がありませ									